

静岡県議会告示第1号

静岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年静岡県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年7月2日

静岡県議会議長 落合慎悟

改正前	改正後
<p>(要配慮個人情報)</p> <p>第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>厚生労働大臣</u>が定める程度であるもの</p> <p>(2)～(5) （略）</p> <p>（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）</p> <p>第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p>	<p>(要配慮個人情報)</p> <p>第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>主務大臣</u>が定める程度であるもの</p> <p>(2)～(5) （略）</p> <p>（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）</p> <p>第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>議会に対する行為</u>による保有個人情報（<u>議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。</u>）の漏えい等が発生し、</p>

(4) (略)

2 議長は、条例第11条本文の規程による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3)～(5) (略)

又は発生したおそれがある事態

(4) (略)

2 議長は、条例第11条本文の規程による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報(前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。)の項目

(3)～(5) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。